

社会福祉法人松文保育園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人松文保育園（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、費用を弁償することができる。〈ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。〉

2 交通費の実費は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(改廃)

第4条 本規定は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。